

政令番号283 フッ化水素及びその水溶性塩

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	2.1E+2							209.6
2	青森県	2.7E+2							268.7
3	岩手県	3.3E+2							330.1
4	宮城県	2.6E+2							256.0
5	秋田県	2.1E+2							212.1
6	山形県	3.5E+2							346.2
7	福島県	5.4E+2							542.6
8	茨城県	6.5E+2							649.5
9	栃木県	4.5E+2							450.8
10	群馬県	1.0E+3							1,026.1
11	埼玉県	1.5E+3							1,490.6
12	千葉県	8.2E+2							817.9
13	東京都	5.1E+2							509.8
14	神奈川県	1.1E+3							1,066.8
15	新潟県	7.8E+2							783.3
16	富山県	3.0E+2							303.7
17	石川県	3.2E+2							322.1
18	福井県	2.6E+2							263.7
19	山梨県	5.2E+2							523.3
20	長野県	5.9E+2							585.3
21	岐阜県	5.3E+2							529.2
22	静岡県	1.3E+3							1,302.2
23	愛知県	2.2E+3							2,191.7
24	三重県	8.6E+2							858.3
25	滋賀県	3.3E+2							327.6
26	京都府	3.3E+2							328.3
27	大阪府	3.0E+3							2,998.9
28	兵庫県	8.9E+2							890.7
29	奈良県	3.0E+2							299.3
30	和歌山県	4.1E+2							407.9
31	鳥取県	1.0E+2							99.9
32	島根県	1.4E+2							138.6
33	岡山県	5.8E+2							579.4
34	広島県	5.9E+2							587.2
35	山口県	3.3E+2							329.2
36	徳島県	2.5E+2							252.0
37	香川県	2.2E+2							221.8
38	愛媛県	3.0E+2							295.2
39	高知県	1.0E+2							104.0
40	福岡県	4.7E+2							471.5
41	佐賀県	1.6E+2							156.6
42	長崎県	2.1E+2							214.2
43	熊本県	1.8E+2							184.7
44	大分県	2.2E+2							219.9
45	宮崎県	9.1E+1							91.2
46	鹿児島県	1.1E+2							109.0
47	沖縄県	1.2E+2							118.0
	全国	2.5E+4						6.0E+5	624,317.5

注)「その他」のうち「製品使用に伴う低含有率物質」の排出量は、都道府県別の推計ができないため、都道府県合計と全国合計は一致しない。